

「元気な十和田市づくり市民活動応援事業」を創設

## まちづくり活動に取り組む

団体を募集します！

市では、市民と行政との協働による市民主体のまちづくりを推進するため、市民活動や地域コミュニティ活動など、自主的に行われるまちづくりに関する事業を対象とする「元気な十和田市づくり市民活動応援事業」を創設しました。

※内容などは以下の表を参照

### ◆対象団体

- ▼まちづくり活動を行っている市民活動団体（ボランティア団体、NPOなど）
- ▼地域コミュニティ活動団体（町内会、子ども会、PTAなど）

### ◆募集期間

5月2日(月)から5月31日(火)まで  
※詳細は市ホームページに掲載しています。

問 企画調整課政策企画室

☎ 6712

皆さんとつくる  
元気な十和田市！



## 元気な十和田市づくり市民活動応援事業

	スタート応援コース	ステップアップ応援コース
目的	団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるため	団体がこれまで行ってきた活動の拡充、発展を図るため
対象団体	設立後3年未満の団体	設立後3年以上の団体
補助金額	1団体10万円以内（補助対象経費の10/10）	1団体30万円以内（補助対象経費の8/10）

※対象団体は各コース5団体を予定しています。

## 住宅をリフォームした場合

### 工事費用の一部を助成します

対象となるかた

- ▼市内に住民登録または外国人登録のあるかた
- ▼市税および国民健康保険税の滞納がないかた
- ▼工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に居住しているかた
- ▼介護保険法および十和田市地域生活支援事業に関する条例に基づく住宅改修費の給付要件に該当しないかた

対象となる工事

- ▼次のいずれかに該当し、費用が30万円以上の工事
- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑り防止・移動の円滑化などのための床や通路の材料変更
- ④ 引き戸などへの取り換え
- ⑤ 洋式便器などへの取り換え
- ⑥ 通路や出入り口などの拡幅
- ⑦ その他（①から⑥に付帯して必要な住宅改修）

- ▼市内施工業者などが自ら行う工事
- ▼7月1日以降に着手し、年度内に完了する工事

助成額

- ▼当該工事に要する工事費の20%（上限20万円）

申し込み方法

次の書類を商工労政課に持参の上、お申し込みください。

- ▼申請書
- ▼工事見積書、工事前写真、工事図面、納税証明書

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

- ▼6月1日(水)午前9時から受け付けます。

交付の決定

※助成総額（500万円）の範囲内で、先着順に決定します。

問 商工労政課労政係

☎ 6774

